

令和2年6月30日

養父市議会議長 深澤 巧 様

総務文教常任委員会
委員長 勝地 貞一

委員会審査報告書

令和2年6月8日及び6月16日、本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、養父市議会会議規則第101条の規定により報告します。

記

- 1 審査年月日
令和2年6月10日(水)、6月23日(火)
- 2 審査結果

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第45号	養父市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
議案第46号	養父市税条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
議案第56号	養父市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの

(別紙) 審査内容等報告書

(別紙)

総務文教常任委員会 審査内容等報告書

**議案第 45 号 養父市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定
について**

【質疑】 緊急事態宣言が解除された後の条例制定では遅いのではないか。

【答弁】 緊急事態宣言の発令日等を適用日とすることも検討したが、市内に感染者がなかったため、5月1日に遡及し適用することとした。

議案第 46 号 養父市税条例等の一部を改正する条例の制定について

【質疑】 固定資産の所有者が不明の場合、どのような調査をして使用者に固定資産税を課税するのか。

【答弁】 戸籍上の法定相続人調査を行い、見つからない場合は現地調査により使用者等の実態を確認し、事前に使用者に対して通知した上で所有者とみなし課税することができる。

【質疑】 所有者が不明の土地は何件あるのか。また、固定資産税は課税されているのか。

【答弁】 所有者不明の土地は 17 件あり、納税義務者がいないため固定資産税は課税できていない。

議案第 56 号 養父市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

【質疑】 軽減判定額の拡大に伴い、5割軽減、2割軽減の対象者数は何人増えるのか。

【答弁】 均等割の医療分で見ると、5割軽減の対象者数が 21 人、2割軽減の対象者が 20 人それぞれ増える。

【質疑】 令和 2 年度納付金に激変緩和措置は考慮されているのか。

【答弁】 納付金の算定時において、納付金が急激に高くなるように 3 年間の激変緩和措置が設けられている。令和 2 年度納付金には、激変緩和措置として 3,760 万 6 千円が考慮されている。